

最終分離課税(売上高に対する1%)の申請に係る更なる明確化<sup>P1</sup>/資産の耐用年数に係る新規定  
<sup>P2</sup>/税務関連情報の報告義務—更に多くの政府機関及び団体に範囲が拡張<sup>P2</sup>/インドネシア-マン島租税条約が発効<sup>P3</sup>

## **TaxFlash**



### **最終分離課税(売上高に対する1%)の申請に係る更なる明確化**

2013年7月1日以降、年間売上高が48億ルピア以下の個人および企業(PE: 恒久的施設は除く)の特定の所得に対しては、政府規則No.46/2013(以下「政府規則46号」)に基づき、最終分離課税により売上高の1%が課税されます。2014年9月17日、国税総局は国税総局通達2014年SE-32/PJ/2014(以下「通達32号」)により、1%の最終分離課税の申請について更なる明確化を行いました。通達32号では以下の点が明確にされています。

#### **新規設立の法人納税者**

商業生産を開始していない法人納税者は、最終分離課税の対象とはなりません。通達32号は商業生産の開始を、納税者による財/サービスの最初の納入又は初めての売上実現と定義しています。

通達32号により、法人税は以下に対して発生することが規定されています。

- 商業生産の開始が1月1日の場合、生産開始の初年度
- 商業生産が年度の途中で開始した場合、翌事業年度の終わりまで

法人税は通常の税率(つまり所得税法第17条の定める25%)を適用して計算します。

上記年度以降の1%の最終分離課税の適用については、前年度の売上によって決定されます。

## 1%の最終分離課税の適用を除外される納税者

通達 32 号により、下記は 1% の最終分離課税の適用範囲から除外されることが規定されています。

- a) 教育、研究開発セクターに属する法人又は非営利団体の利益剰余金の再投資  
上記の納税者の利益剰余金は、利益を獲得してから 4 年以内に教育や研究開発設備に再投資される場合に限り非課税となります。再投資されない場合は、通常の法人税率で課税されます。
- b) 土地権利登記役人(*Pejabat Pembuat Akta Tanah/PPAT*)  
土地権利登記役人は公証人と同じ権威を持つため、同様の税務上の待遇が適用され、その所得に対して通常の所得税率が適用されます。

## 金融業界に属する納税者

政府規則 46 号が当初対象としていたのは小規模納税者ですが、通達 32 号により、ミューチュアルファンド/銀行/農業銀行/協同組合/金融会社の形態をとる金融機関も、政府規則 46 号の基準を満たす場合には 1% の最終分離課税の対象となることが規定されています。

## 特定個人事業主 (*Orang Pribadi Pengusaha Tertentu/OPPT*)に対する課税措置

OPPT とは複数の事業所において小売業やサービス業に従事する個人納税者を指します。これら事業者には通常の所得税率による課税が行われ、月間総売上高の 0.75% を毎月納付します。

この度、政府規則 46 号の特定の基準を満たす OPPT は、1% の最終分離課税の対象となることが通達 32 号により明確にされました。しかし年間売上高が 48 億ルピアを超える場合には、通常の課税が行われます。

## 資産の耐用年数に係る新規定

財務大臣規則 No.96/PMK.03/2009 (PMK-96 号) に記載されていない資産は、分類 III(耐用年数 16 年) に属すると考えられますが、納税者が分類 III への分類に同意しない場合、他の分類への変更申請を行うことが可能です。国税総局は 2014 年 7 月 25 日、国税総局規則 No.PER-20/PJ/2014 (PER-20 号) により当該申請の最新手続情報を公表しました。

PER-20 号は 2014 課税年度から適用開始となり、申請手続に法的な確実性を与えることを目的としています。当該規則には以下の点が規定されています。

- 申請の提出最終期限は、資産を取得した納税年度末から一ヶ月
- 国税総局から納税者に対するデータリクエストの送付期限は、納税者からの申請受領後 10 営業日目
- PER-20 号の発効日より前に取得した正味残存簿価のある資産は、従来の手続の下で国税総局の承認を得ていないものであれば、PER-20 号の適用が可能
- 従来の手続の下で承認された耐用年数は継続して使用することが可能
- 国税総局の承認は課税年度全体に適用(これまで不明確であった)
- 2014 課税年度の減価償却計算の計算例が示された

## 税務関連情報の報告義務 — 更に多くの政府機関及び団体に範囲が拡張

財務省は 2014 年 10 月 2 日に財務大臣規則 No.191/PMK.03/2014 (PMK-191 号) を公表し、国税総局に対し税務関連情報の報告義務を負う政府機関及び団体のリストを拡充しました。

PMK-191 号により新たに 22 の政府機関及び団体が加えられ、報告義務を負う政府機関及び団体は計 61 となりました。新たに加えられたのは大半が省庁であり、例えば公共事業省は今後、プロジェクトの落札者の詳細情報(企業の営業許可証、有効期限、プロジェクト価格、所在地、期間等)の提出を求められることとなります。

さらに、PMK-191 号により、従来の財務大臣規則に規定されていた諸機関の要提出情報リストが更新されました(例:投資調整庁による投資ライセンス情報の報告におけるより詳細な情報や、商業省登録の輸出入会社の詳細情報が必要になる等)。

当該報告義務については、PwC TaxFlash 2013 年 03 号、2013 年 08 号および 2013 年 13 号をご覧下さい。また指定機関に要求されている情報の詳細リストがご入用の場合は、PwC インドネシアの貴社担当者までお申し付け下さい。

## インドネシア – マン島租税条約が発効

インドネシアからの 2014 年 9 月 22 日付外交文書送付により、批准書の交換が成立し、マン島との租税情報交換協定(TIEA)が発効しました。租税情報交換協定の規定は通常、当該日付以降に適用されます。国税総局は通達を発行して発効日の通知を行い、租税情報交換協定が発効されることになります。

上記の国際税務アップデート事項についてご質問等がありましたら、お気軽に PwC インドネシアの貴社担当者までご連絡下さい。

### Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Andrius Hendrik**  
andrius.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Michelle Mianova**  
michelle.mianova@id.pwc.com

**Nigel Hobler**  
nigel.hobler@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadjaja**  
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

### [www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2014 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.